

幸田町三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三河町村広域交流協定書（令和3年3月30日に北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町及び北設楽郡豊根村（以下「協定町村」という。）と町との間で締結した協定書をいう。）第2条第2号の規定に基づき、観光を目的とした協定町村に所在する宿泊施設の利用に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、三河町村間の相互交流を促進し、各町村の特徴ある地域資源を活用して観光情報や魅力の発信による交流人口の増加を図り、もってまちの活性化を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第5条第1項の規定による申請の時点において、町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、小学校就学前の子どもを除く。

(助成の対象となる宿泊)

第3条 助成の対象となる宿泊は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 観光を目的とした宿泊であること。
- (2) 協定町村に所在する宿泊施設が提供する宿泊プランであって町長が指定するものを利用すること。
- (3) 次条の規定による助成及び他の補助金等を受けた結果、利用者に費用の負担があること。

2 前項第2号の規定による指定は、協定町村の観光協会等であって町長が適当と認めるもの（以下単に「観光協会等」という。）を通じて宿泊施設が申請し、これを行う。

(助成額)

第4条 町長は、助成の対象となる宿泊について、次の各号に掲げる宿泊施設の区分に応じ、当該各号に定める額を助成することができる。ただし、宿泊2泊分を助成の上限とする。

- (1) キャンプ場 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 棟単位での利用 1棟1泊5,000円
 - イ 室単位での利用 1室1泊5,000円
 - ウ 区画単位での利用 1区画1泊3,000円
- (2) キャンプ場以外の宿泊施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 中学生以上 1人1泊5,000円
 - イ 小学生 1人1泊2,500円

(助成券の交付の申請)

第5条 助成を受けて宿泊をしようとする者（以下「利用者」という。）は、宿泊施設に宿泊の申込みをした上で、助成を受けて宿泊する日の10日前（その日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日）までに三河町村観光交流宿泊施設利用助成券交付申請書（様式第1号）またはオンライン申請フォームにより町長に提出しなければならない。

2 利用者は、前項の場合において、町民であることを証する書類の写しの提出その他の方法により第2条に規定する要件を満たすことを町長に示さなければならない。

(助成券の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することを適当と認めたときは、利用者に対し、三河町村観光交流宿泊施設利用助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付する。

2 前項の規定による助成券の交付は、予算の範囲内において行われなければならない。

3 助成券は、交付を受けた利用者以外の者が使用することができない。

（助成券の返還）

第7条 利用者は、第5条第1項の規定により申請をした宿泊の利用を変更し、又は中止したときは、遅滞なく町長に報告し、当該宿泊について交付された助成券を速やかに返還しなければならない。

（助成券の利用）

第8条 利用者は、助成の対象となる宿泊の費用を精算しようとするときは、助成券を宿泊施設に提出し、宿泊の費用から助成券に記載された助成額を控除した額を宿泊施設に支払わなければならない。

（助成券の効力の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成券の効力を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成券の交付を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により宿泊施設を使用することができなくなったとき。
- (4) その他町長が不適当と認めたとき。

（助成金の交付の申請）

第10条 第8条の規定により助成券の提出を受けた宿泊施設は、当該宿泊施設が所在する町村の観光協会等に助成券を提出しなければならない。

2 前項の規定により助成券の提出を受けた観光協会等は、これを取りまとめ、町長が別に定める日までに、三河町村観光交流宿泊施設利用助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に当該助成券を付して町長に助成金の交付の申請をしなければならない。

（助成金の交付）

第11条 町長は、前条第2項の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、助成金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該助成金の交付の申請をした観光協会等に対し当該決定の内容を通知し、助成金を交付する。

3 観光協会等は、前項の規定により助成金の交付を受けたときは、助成の対象となる宿泊の実績に応じてこれを振り分け、宿泊施設に交付しなければならない。

（助成金の交付の決定の取消し）

第12条 町長は、助成金の交付の決定を受けた観光協会等又は前条第3項の規定により助成金の交付を受ける宿泊施設が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還等）

第13条 町長は、第9条の規定により助成券の効力を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に第11条第2項の規定により助成金が交付されているときは、期限を定めて、利用者に対し、当該取消しに係る助成券の利用によって益を受けた限度において返還を命じることができる。

2 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に第11条第2項の規定により助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月15日から施行する。